

賃上げ枠 Q&A

【賃上げ枠要件】

給料・賃金等の総支給額※¹が**事業実施前と比較して1.5%以上増加**していること。

※¹時給日給雇用者は、労働時間を事業実施前の月ベースで揃えて比較する

	確認事項	考え方
1	総支給額の定義について	時給、日給、月給等の基本給に準じて従業員へ支払われる月額賃金を指す。残業代、賞与、各種手当等は含まれない。
2	総支給額増加率の定義について	賃上げ前後の比較月において、様式内A（賃上げ前月額賃金）とB（賃上げ後月額賃金）を比較した際の増加率を指す。
3	1.5%の定義について	国の賃上げ促進税制の率に準拠する。
4	賃上げ前の賃金台帳には記載があるが、その後、退職、休職して賃上げ後の賃金台帳には記載がない者、また賃上げ前の台帳には記載がないが、その後雇用された者の扱いについて	賃上げ前後の両方の台帳に名前がない従業員については、比較の対象となるものが存在しないため、総支給額算出の対象から除外する。
5	賃上げ前後の賃金台帳において、賃金形態が変更となっている従業員について	上記同様、同条件での比較が困難であることから、総支給額算出の対象から除外する。
6	賃上げ前後の賃金台帳において、労働時間、労働日数が異なる者の月額賃金計算方法について	同条件で比較するために、労働時間、日数を合わせる必要があるので、賃上げ前の労働時間、日数に合わせたうえで総支給額を算出する。
7	様式に記載する従業員はどこまでとするか	当該事業所で雇用する全ての従業員とする。（アルバイト、パート等含む）
8	補助金申請前に賃上げを実施していた場合は対象となるか	当該年度の4月1日～実績報告直近1ヶ月までに賃上げを実施している場合は対象となる。 なお、申請前に賃上げする場合は賃上げ直近1ヶ月と比較、申請後に賃上げする場合は申請直近1ヶ月と比較する。
9	補助事業終了時点において賃金引き上げ枠の要件を満たさなかった場合、通常枠として審査され、補助金は採択されるか	原則、通常枠に変更しての審査は行わない。
10	他の補助金と併用は可能か	同一事業でなければ併用可とする。

①賃上げ計算対象者

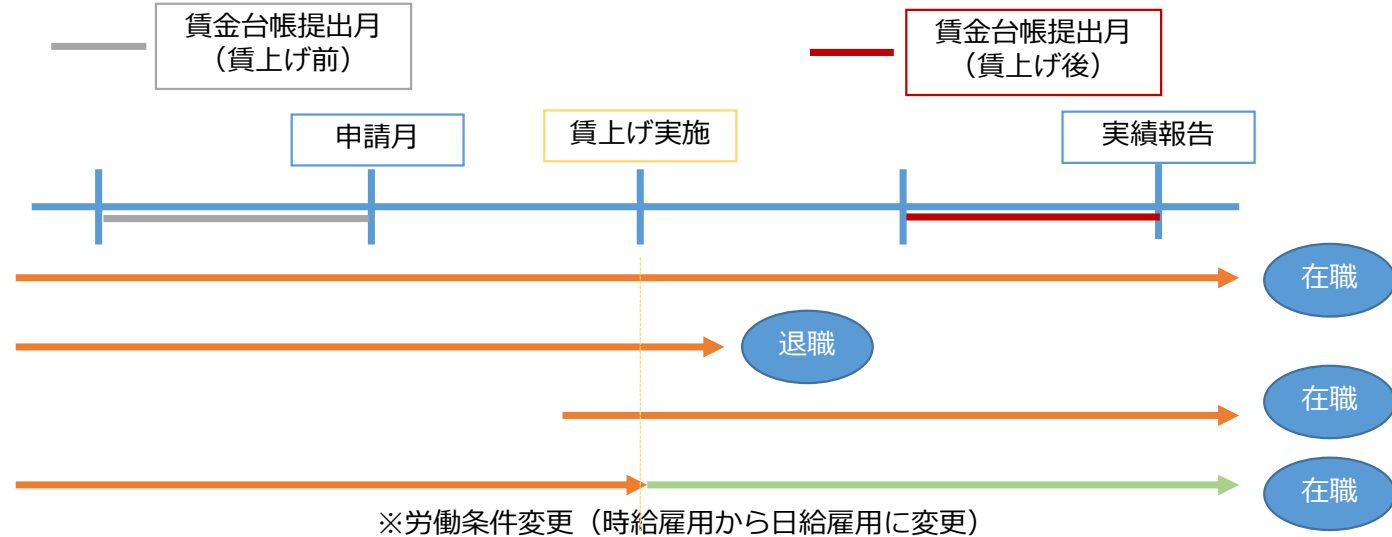
賃上げ前後の賃金台帳提出月に同条件で在籍する従業員が増加率計算の対象

対象 Aさん

対象外 Bさん

対象外 Cさん

対象外 Dさん



②賃上げの実施時期

4月1日～実績報告直近1ヶ月までに賃上げを実施した事業者が交付対象

対象 事業者A

対象 事業者B

対象外 事業者C

対象外 事業者D

